

神戸家庭裁判所委員会議事概要

1 日時

平成28年2月17日（水）午後1時30分から午後4時30分まで

2 場所

神戸家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員）本多俊雄（委員長），永澤紀子，小野裕美，北川 恵，柴田眞里，竹下正明，谷口純一，田守茂男，野元幸次，牧真千子，松本恭司，柳谷郁子
（委員長を除き五十音順，敬称略）

（オブザーバー）山田 誠，竹内 尚，鞭 圭世，大垣みゆき

（説明者）松田圭介，永田一及

（庶務）望月玲子，三好明美，千葉亜弓

4 議事

(1) 所長挨拶

(2) 新任委員の紹介

(3) 前回テーマ「家庭裁判所における広報活動について」のその後の取組状況の報告

(4) テーマ「面会交流について」の意見交換（別紙のとおり）

(5) 裁判所からの報告

来庁者アンケート【利用者の声】についての集計結果報告

(6) 次回のテーマ

高齢化社会における家庭裁判所の役割について

(7) 次回の開催日時

平成28年7月11日（月）午後1時30分から

(別紙)

意見交換

※ (委員長は■, 委員は○, 説明者等は△で表示する。)

(意見交換に先立ち, 面会交流についての説明を行った。)

- 説明内容に関する質問や感想などがあれば御発言いただきたい。
- 面会交流調停で決められた日以外でも, 子どもが自ら別居親に会いたいと言え
ば自由に会っても良いのか。
- △ 決められた面会の回数以上に子どもが別居親と会うことを制限するものではないが, 別居親が同居親に無断で子どもと会う約束をするなどの行為はトラブルの
元になるので, 避けた方が良いという説明はする。
- ある程度の年齢になれば, 携帯電話を持っている子どもも多く, 会いたいと思
えば自分で連絡を取って会いに行っているのだと思う。
- 子どもは大人が思っているよりも親に気を遣うものなので, 調査官が子どもの
心情を調査する際, 本心を話せるものなのか。
- △ 調査官は単に子どもの主張や意向を言葉のまま評価することはしない。子ども
の意向がどういう認識を基に形成されているのか, どのような心情でその表現が
生じているのかということ进行分析し, 総合的に理解するようにしている。調査に
おいて子どもが本心を話しやすい状況や関係を作っていくことは大切だが, 本心
を言う言わないではなく, 本心が言えないのであれば言えない状況にあること,
またそのような状況にある子どもの心情を報告することが求められる。
- 裁判官として事件を担当するに当たって, 小さくても親に気を遣う子どもが多
いことは認識しており, 子どもが片親と別居してどのくらい経つのか, 調査官に
よる面接がどのような状況で行われたのかなどを確認しながら, 言葉だけではなく
背景事情からも子どもの本音を探ろうと努力している。
- 虐待を受けているような子どもは特に, 親が望むような答えをしてしまう傾向
にあり, それを見極めるのは調査官の本領が発揮される場所なのだろうと思

う。

- 面会交流調停の新受件数が増加しているとの説明だったが、離婚の数と面会交流の数の相関関係はあるのか。
- △ 協議離婚の数は今手許に資料等がないので申し上げられないが、離婚調停の新受件数は横ばいか減少傾向にあるのに対し、面会交流調停の新受件数は10年間で2倍から3倍になっている状況からすると、離婚調停とは別に面会交流の調停を申し立てられることが多いという印象である。また、御説明した面会交流調停の新受件数には、離婚調停の中で面会交流についても事実上決められたという案件は含まないので、面会交流について話し合われる機会は相当数増えているのであろうと思う。
- 離婚調停において、双方に激しい感情の対立があるなどの事情で調停が成立しなければ、別途人事訴訟を提起しなければならない。一方、面会交流調停は不成立となると自動的に審判に移行され、裁判所が判断することになるので、離婚調停が成立しなかったとしても子どものことだけはきちんと決めてほしいということで、離婚調停とは別に面会交流の調停が申し立てられることが多くなっているように思う。
- 子どもは両親の離婚の事実についてどのように説明されているのか。また、上手に説明されていないケースについては工夫や配慮をされているのか。
- 家庭裁判所の調停手続では、当事者に子についての事情説明書を提出してもらっており、その中で、父母が今の状況について子どもにどういうふうに説明しているのか、それについて子どもはどう言っているかなどを記入してもらって確認している。それでも子どもの意思等がはっきりしないときなどには、調査官が父母から聴き取り、それを踏まえた上で、子どもの調査を行うことがある。
- △ 例えば母親が父親に対して悪感情を抱いている場合に、その感情だけを一方的に子どもに伝えていて、子どもが父親を悪者と捉えていることもあるので、子どもを両親の紛争に巻き込まないような説明の仕方が重要であり、その説明をする

主体は両親である。調査官は、子どもが両親の離婚をどのように受け止めているかを把握した上で、子どもにどのような説明が必要かということを父母に考えてもらえるよう子どもの認識を還元することが求められていると思う。

- 面会交流を進めるかどうかを検討するに当たり、禁止制限事由の有無を確認するという説明があったが、禁止制限される事由にはどのようなものがあるのか。
- △ 面会交流を行うこと自体が子の福祉を害するおそれがある場合ということになる。典型例として虐待や連れ去りなどがあるが、過去に体罰があったとしても、子どもの成長により面会が子の福祉を害することにはならないと思われる場合もある。また、例えば母親が父親から暴力を受けているところを子どもが見ていて恐怖心を抱いているため、父親と会うことが子どもの心身に悪影響を与えるという場合には禁止することもあり得る。このように具体的な事案ごとに原因分析や将来予測を行いながら考えていくことになり、非常に難しい。
- 親権を持つ方の親が再婚している場合、面会交流に関して再婚相手の意思はどの程度尊重されるのか。
- 再婚相手が子どもと養子縁組している場合は、面会交流の義務者は養父と実母になるので、再婚相手の意見を聴いているのが家庭裁判所の実務である。
- 面会交流の調停条項に強制力はあるのか。
- △ 調停で決めたことが守られないときは、まず履行勧告という手続が利用されることが多い。これは、裁判所で事実を確認し、任意の履行を働きかけるもので、強制力はない。この履行勧告が奏功しなかった場合で、いつどこで誰が何をすべきかなどが調停条項において特定されており、それが履行されていないことが明確であるときには、間接強制という手続をとることができる。これは例えば1回不履行があったごとに何万円支払いなさいと罰金のようなものを科すことで心理的な強制を与えるものである。
- 調停条項を決めるときに、法律の知識がないと間接強制ができる条項を決めることが難しいと思うが、そのような場合は弁護士が介入したり裁判所がアドバイ

スすることはあるのか。

- 弁護士は当事者からの依頼により代理人を務めることになる。争いが大きく、双方に弁護士が付いているようなケースでは、履行されなかったときに強制力を持つのかどうかを考えながら調停条項を作成することになると思う。
- 一旦、条項を決めて調停が成立したが、守られなかったような場合は、もう一度調停を申し立てて、場合によっては間接強制ができるよう条項を決め直すこともある。
- 調停中に別居親から子どもに会いたいということで学校行事への参加希望がある場合、どのように対応するのが良いのか。
- △ 調停中に別居親からそのような希望を伝えられた場合は、裁判所として良いとも悪いとも言えないので、同居親に希望を伝えて調整することはある。別居親に対しては、これから調停の中で話し合っただけで面会交流のことを決めようとしている中で、勝手に会いに行ったりするとトラブルの原因になることがあるからきちんと話し合っただけで決めましょうという働きかけはする。
- DVなどを理由に緊急避難的に逃げている監護親を相手にした申立てについて、運用上、注意しているところはあるか。
- △ 住所や連絡先などを秘匿している場合、その取扱いには非常に注意している。面会交流を行うには同居親の協力は不可欠なので、面会交流を行う方向で調停を進めることが可能なケースでは、信頼関係を作っている程度オープンにしていかにざるを得ないことを説明して同居親の理解を得たり、別居親の方には勝手に押し掛けたり子どもを連れ去るようなことがないよう働きかけることが重要である。
- 子どもの心情調査をする際、家庭裁判所調査官はおもちゃが置いてあるプレイルームのような部屋で子どもから話を聞くのか。
- △ 子どもの年齢、事案、調査の目的等により調査する場所を決めている。小さい子どもが今の生活にどう馴染んでいるのかを調査するときには日常生活の場面を選んだ方が子どもの自然な姿を見ることができ、自然な気持ちを発信してくれる

こともあるので、家庭訪問を活用する。年齢が高くなっても、例えば監護権の争いがあるようなケースでは一方の親がいる場所で話を聞くと、もう一方の親からすると不公平に感じられることもあるため、公平な場所として裁判所のプレイルームのような部屋を利用することもある。客観的な事実を拾い上げるのか、子どものペースや動きに合わせて関わりながら心情を拾い上げるのかなど、その調査の目的、子どもの年齢、事案等によって場所も手法も様々な形をとっている。

- 夫婦が離れて暮らしていると憎しみなど様々な感情が渦巻き、子どもを気持ちよく別居親に会わせるということが非常に難しく、面会交流という制度がその手当ての一つとなる良い仕組みだと感じた。私自身、面会交流という言葉も聞いたことがなかったので、イクメンブームなどいろいろな話題と結び付けて、子どもは親の所有物ではないということを発信し、面会交流の制度を広く知らせていただければ良いと思う。
- 教育現場では、家事事件についてはあまり馴染みがないが、子どもの中には親の離婚や面会交流などの問題を抱えながら学校生活を送っている子もいると思うので、先生方にも知っておいてもらう必要があると感じた。
- 面会交流についてのパンフレットを見ることはあまりないが、どういうところに置いてあるのか。例えば市役所に離婚届と一緒に置いてあると良いのではないか。
- 両親が離婚して面会交流を行っている子どもたちが、友達と学校生活を送っていくに当たって、居心地が悪くなったりしないように、社会に面会交流に対する理解が浸透すれば良いと思う。